

資産の流動化に関する法律施行規則（案）

目次

第一章 総則（第一条 第三条）

第二章 特定目的会社制度

第一節 届出（第四条 第二十条）

第二節 特定目的会社（第三十一条 第三十六条）

第三節 業務（第三十七条 第四十六条）

第四節 監督（第四十七条 第四十九条）

第三章 特定目的信託制度

第一節 総則（第五十条）

第二節 届出（第五十一条 第六十二条）

第三節 特定目的信託（第六十三条 第七十三条）

第四章 雑則（第七十四条 第七十六条）

附則

第一章 総則

(定義)

第一条 この府令において「特定資産」、「資産の流動化」、「特定目的会社」、「資産流動化計画」、「優先出資」、「特定出資」、「特定社債」、「優先出資証券」、「特定社債券」、「特定約束手形」、「資産対応証券」、「特定目的借入れ」、「特定目的信託」、「資産信託流動化計画」、「受益証券」、「受託信託会社等」、「代表権利者」、「特定信託管理者」、「特定社員」、「特定持分」、「特定資本」、「優先出資社員」、「信託会社等」、「特定持分信託」、「特定譲渡人」、「特定目的信託契約」又は「原委託者」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律（以下「法」という。）第二条、第六条、第十八条、第二十六条、第三十一条の二、第五百五十条の三、第六百六十二条又は第六百六十三条に規定する特定資産、資産の流動化、特定目的会社、資産流動化計画、優先出資、特定出資、特定社債、優先出資証券、特定社債券、特定約束手形、資産対応証券、特定目的借入れ、特定目的信託、資産信託流動化計画、受益証券、受託信託会社等、代表権利者、特定信託管理者、特定社員、特定持分、特定資本、優先出資社員、信託

会社等、特定持分信託、特定譲渡人、特定目的信託契約又は原委託者をいう。

(訳文の添付)

第二条 法、資産の流動化に関する法律施行令(以下「令」という。)又はこの府令の規定により金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長に提出する書類で、特別の事情により日本語で記載することができないものがあるときは、その訳文を付さなければならない。

(外国通貨の換算)

第三条 法、令又はこの府令の規定により金融庁長官、財務局長又は福岡財務支局長に提出する書類中、外国通貨により金額を表示するものがあるときは、当該金額を本邦通貨に換算した金額及びその換算に用いた換算率を付記しなければならない。

第二章 特定目的会社制度

第一節 届出

(業務開始届出)

第四条 法第三条第一項の規定による届出(以下「業務開始届出」という。)を行おうとする特定目的会社

は、別紙様式第一号により作成した同条第二項に規定する届出書（以下「業務開始届出書」という。）に、その副本一通及び同条第三項各号に掲げる書類一部（同項第二号に掲げる資産流動化計画については、二部）を添付して、当該特定目的会社の主たる営業所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下「管轄財務局長」という。）に提出しなければならない。

（重要使用人の範囲）

第五条 令第二条及び第二十三条に規定する総理府令で定めるものは、部長、次長、課長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、特定目的会社の業務に関する種類の事項（投資者の利益を損なうおそれのないものを除く。）の委任を受けたものとする。

（業務開始届出書等のその他の記載事項）

第六条 法第三条第二項第五号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 主要な特定社員（特定資本の十分の一以上に当たる特定出資口数を自己又は他人の名義をもって保有

している者をいう。第二十四条において同じ。）の商号、氏名又は名称及び住所

二 役員が他の法人の常務に従事し、又は事業を営んでいるときは、当該役員の氏名並びに当該他の法人の商号若しくは名称及び業務の種類又は当該事業の種類

（業務開始届出書等に添付すべき特定資産の譲受け等に係る契約書）

第七条 法第三条第三項第三号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する総理府令で定める契約は、資産流動化計画に記載されたすべての特定資産に係る次に掲げる契約のいずれか又はすべてとする。

一 特定資産の譲受けに係る契約又はその予約

二 開発により特定資産を取得する場合は、当該開発に係る契約又はその予約

（業務開始届出書等に添付すべき特定資産の管理及び処分に係る契約に関する書類）

第八条 法第三条第三項第四号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する総理府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法第四百四十四条第一項の規定により特定資産の管理及び処分に係る業務を行わせるために信託を設定

する場合は、当該信託に係る契約書案

二 法第四百四十四条第四項の規定により特定資産の管理及び処分に係る業務を委託する場合は、当該委託に係る契約又はその予約の契約書の副本又は謄本

2 特定目的会社は、業務開始届出又は法第十一条第一項の規定による届出（第二十一条及び第二十九条において「新計画届出」という。）に際し、前項第一号に掲げる書類を提出したときは、同号に規定する信託を設定した後、速やかに当該信託に係る契約書の副本又は謄本を管轄財務局長に提出しなければならない。

（業務開始届出書等に添付すべきその他の書類）

第九条 法第三条第三項第六号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する総理府令で定める書類は、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合は、届出の日前三月以内に作成されたものに限る。）とする。

一 法第三百三十三条に規定する特定目的会社登記簿（第二十四条及び第三十条において「特定目的会社登記簿」という。）の謄本

- 二 役員及び令第二条に規定する使用人（以下「重要使用人」という。）の住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書（当該役員又は重要使用人が外国人である場合は、外国人登録証明書の写し又は外国人登録原票の記載事項証明書）又はこれらに代わる書面
- 三 役員及び重要使用人が法第六十六条第一号及び第二号に該当しない旨の官公署の証明書（当該役員又は重要使用人が外国人である場合は、別紙様式第二号により作成した誓約書）
- 四 別紙様式第三号により作成した役員及び重要使用人の履歴書
- 五 別紙様式第四号により作成した役員及び重要使用人が法第六十六条各号に該当しないことを誓約する書面
- 六 別紙様式第五号により作成した特定社員の名簿及び親会社（当該特定目的会社の特定資本の二分の一以上に当たる特定出資口数を自己又は他人の名義をもって保有している者をいう。第二十四条において同じ。）の株主又は社員の名簿
- 七 特定資産（権利の得喪及び変更の効力を第三者に対抗するために登記又は登録を要することとされているものに限る。）の譲渡人が当該特定資産の権利者であることを証する書面

(業務開始届出書の受理)

第十条 管轄財務局長は、業務開始届出書を受理したときは、業務開始届出書の副本及び資産流動化計画一部に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び資産流動化計画を届出者に還付しなければならない。

(資産流動化計画の計画期間及び計画期間に関する事項)

第十一条 法第五条第一項第一号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 資産流動化計画の計画期間(資産の流動化に係る業務の開始期日から終了期日)(資産流動化計画に従って、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定目的借入れに係る債務の履行を完了する日をいう。)(までの期間であつて、特定目的会社が定める期間をいう。第三十五条において「計画期間」という。)

二 資産の流動化に係る業務の開始期日として定める年月日

三 前二号に掲げる事項について変更を禁止する場合は、その旨

(優先出資証券に係る発行及び消却に関する事項)

第十二条 法第五条第一項第二号イに規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 優先出資証券の発行を予定する場合は、その旨
- 二 総口数の最高限度
- 三 優先出資の内容（利益の配当又は残余財産の分配の方法を含む。次条において同じ。）
- 四 種類ごとの総口数の最高限度
- 五 各発行ごとの発行時期
- 六 各発行ごとの種類別の発行口数、発行価額及び募集等（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。以下同じ。）の方法
- 七 各発行により調達される資金の用途
- 八 法第三十八条の二第一項に規定する優先出資社員以外の者に対する有利な発行に関する事項その他の各発行ごとの発行の条件に関する事項
- 九 優先出資の消却又は併合に関する事項として次に掲げる事項
 - イ 法第四十八条第二項の規定による優先出資の消却（以下この号において「利益消却」という。）を

予定する場合は、その旨その他利益消却に関する事項

ロ 法第百十八条の九の規定による優先資本の減少に係る優先出資の消却（以下この号において「簡易減資消却」という。）を予定する場合は、その旨その他簡易減資消却に関する事項

ハ 法第百十九条の規定による手続を経て行う優先出資の消却（以下この条及び第十九条において「仮清算消却」という。）を予定する場合は、仮清算消却に関する事項

二 優先出資の併合に関する事項

十 単位未満優先出資に関する事項として次に掲げる事項

イ 利益の配当又は法第百二条第一項に規定する金銭の分配を行う場合は、その旨

ロ 単位未満優先出資証券の発行に関する事項

ハ その他単位未満優先出資に関する事項

十一 優先資本の減少に関する事項として次に掲げる事項

イ 優先資本の減少を禁止する場合は、その旨

ロ 法第百十八条の九の規定により優先資本の減少を行うことを予定する場合は、その旨及び同条第一

項各号に掲げる事項

十二 第五号から第八号までに掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

十三 第一号から第四号まで及び第九号に掲げる事項について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行つための条件

十四 前各号に掲げる事項の変更を禁止する場合は、その旨

(特定社債券等に係る発行及び償還に関する事項)

第十三条 法第五条第一項第二号ロ及びハ並びに同号ニ(7)に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定社債券(転換特定社債券及び新優先出資引受権付特定社債券を含む。以下同じ。)の発行を予定する場合は、その旨
- 二 特定社債券の総額(発行予定残高の上限をいう。以下この条において同じ。)
- 三 特定社債(転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債(以下この条において「転換特定社債等」

という。)を含む。以下同じ。)の内容

四 発行時期

五 各発行ごとの発行価額（転換特定社債等を発行する場合は、その内訳を含む。）及び募集等の方法

六 各発行により調達される資金の用途

七 特定社債に係る信用補完又は流動性補完（特定資産の管理及び処分状況又は一時的な資金不足によって債務を履行することが困難になった場合に当該債務の履行を担保するための措置をいう。次条において同じ。）の概要

八 元本の償還及び利息の支払の方法及び期限に関する事項

九 期限前償還を予定する場合は、その内容（期限前償還の対象となる特定社債券の範囲、期限前償還の要件及び利息の計算方法を含む。）

十 法第九十九条本文に規定する特定社債管理会社又は特定社債に物上担保を付す場合における担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）第一条に規定する信託会社の商号

十一 法第一百十二条第一項ただし書の規定により全部又は一部の種類の特定社債に係る特定社債権者が同

項本文の先取特権を有しないこととする場合は、その旨

十二 特定社債権者集会に関する事項（特定社債権者集会の議決事項を含む。）

十三 転換特定社債券に関する事項として次に掲げる事項

イ 総額

ロ 転換の条件

ハ 転換によって発行すべき優先出資の内容

ニ 転換を請求することができる期間

ホ 法第百十三条の二第二項に規定する優先出資社員以外の者に対する有利な発行に関する事項

十四 新優先出資引受権付特定社債について、法第百十三条の四第四項に規定する優先出資社員以外の者に対する有利な発行に関する事項

十五 法第五条第一項第二号ニ(2)から(6)までに掲げる事項並びに第四号から第十一号まで、第十三号ロからホまで及び前号に掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手

続

十六 法第五条第一項第二号二(1)に掲げる事項並びに第一号から第三号まで、第十二号及び第十三号イに掲げる事項について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件

十七 法第五条第一項第二号(1)から(6)までに掲げる事項及び前各号に掲げる事項の変更を禁止する場合は、その旨

(特定約束手形に係る発行及び償還に関する事項)

第十四条 法第五条第一項第二号ホに規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 特定約束手形の発行を予定する場合は、その旨
- 二 限度額(発行予定残高の上限をいう。)
- 三 特定約束手形の内容
- 四 発行時期
- 五 各発行ごとの発行価額
- 六 各発行により調達される資金の用途
- 七 特定約束手形に係る信用補完又は流動性補完の概要

八 償還の方法及び期限に関する事項

九 第四号から前号までに掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

十 第一号から第三号までに掲げる事項について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件

十一 前各号に掲げる事項の変更を禁止する場合は、その旨

(特定目的借入れに係る借入れ及び弁済に関する事項)

第十五条 法第五条第一項第二号へに規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定目的借入れを行うことを予定する場合は、その旨

二 限度額（借入予定残高の上限をいう。）

三 各借入れに関する事項として次に掲げる事項

イ 借入金額

ロ 借入先

八 借入条件（弁済期及び弁済方法に関することを含む。）

二 借入金の使途

ホ 担保設定に関する事項

四 前号に掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

五 第一号及び第二号に掲げる事項について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件

六 前各号に掲げる事項の変更を禁止する場合は、その旨

（特定資産に関する事項）

第十六条 法第五条第一項第三号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 別表の特定資産（開発により特定資産を取得する場合は、当該取得予定資産。以下同じ。）の区分欄に掲げる特定資産の区分に応じ、同表の特定資産の内容欄に掲げる事項

二 特定資産の権利の移転に関する事項（特定資産の譲渡に係る対抗要件の具備又は買戻特約の設定状況に関する事項を含む。）

三 特定資産の取得時期

四 特定資産の取得価格（法第三十八条第二項第八号に規定する特定資産の価格を知るために必要な事項の概要、同項第九号又は法第一百十条第二項第十四号に規定する特定資産の価格につき調査した結果（資産の種類ごとの内訳を含む。）並びに当該調査を行った者（特定資産が不動産（土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利をいう。第五十五条及び第七十三条において同じ。）であるときは、法第三十八条第二項第九号又は第一百十条第二項第十四号の規定により鑑定評価を行った者を含む。）の氏名又は名称及び当該調査に係る資格を含む。）

五 特定資産の譲渡人（開発により特定資産を取得する場合は、当該開発に係る契約を特定目的会社と締結した者）の氏名、商号又は名称及び住所

六 次に掲げる場合であつて、第二号から第四号までに掲げる事項の内容が確定していないときは、その内容を確定するための要件及び手続

イ 開発により特定資産を取得する場合

ロ 次に掲げる要件のすべてを満たす場合

(1) 取得する特定資産が指名金銭債権（指名債権であつて金銭の支払を目的とするものをいう。以下

同じ。)のみであること。

- (2) 発行を予定する資産対応証券が特定約束手形のみであること。
- (3) 特定目的借入れを行わないこと。
- (4) 資産流動化計画に(2)及び(3)について変更を禁止する旨の定めがあること。

七 第二号から前号までに掲げる事項(第五号に掲げる事項については、開発により特定資産を取得する場合に限る。)の変更を禁止する場合は、その旨

(特定資産の管理及び処分に関する事項)

第十七条 法第五条第一項第四号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定資産の処分の方法(特定資産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供することを予定する場合は、その旨及びその内容(時期及び理由を含む。))を含む。

二 法第四百四十四条第一項の規定により特定資産の管理及び処分に係る業務を行わせるための信託の受託者又は受託予定者(同条第四項の規定により信託会社等以外の者に特定資産の管理及び処分に係る業務を委託する場合におけるその受託者又は受託予定者を含む。以下この条において「受託者等」という。

（の商号又は名称、営業所又は事務所の所在地その他の受託者等に関する事項

三 受託者等が特定資産について行う業務の種類、内容並びに資産対応証券の保有者、特定目的借入れに係る債権者及び法第百九条に規定する特定社債管理会社（特定社債に物上担保を付す場合は、担保附社債信託法第一条に規定する信託会社）の利害に係る事項（特定資産が指名金銭債権の場合は、その回収の方法を含む。）

四 前三号に掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

五 第一号から第三号までに掲げる事項について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件

六 前各号に掲げる事項の変更を禁止する場合は、その旨

（特定目的借入れ以外の資金の借入れに関する事項）

第十八条 法第五条第一項第五号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 限度額（借入予定残高の上限をいう。）

二 借入金の使途

三 各借入れに関する次に掲げる事項

イ 借入金額

ロ 借入先

ハ 借入条件（弁済期及び弁済方法に関することを含む。）

二 担保設定に関する事項

四 前号に掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

五 第一号及び第二号に掲げる事項について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件

六 前各号に掲げる事項の変更を禁止する場合は、その旨

（その他資産流動化計画記載事項）

第十九条 法第五条第一項第六号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 資産流動化計画の概要

二 特定社員があらかじめ利益の配当又は残余財産の分配を受ける権利を放棄する場合は、その旨

三 優先出資証券又は特定社債券について、少数数私募（証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の

私募のうち、同項第二号口に該当するものをいう。第五十九条において同じ。）を行う場合は、資産流動化計画の謄本又は抄本を優先出資申込証又は特定社債申込証に添付する旨

四 資産流動化計画に記載される事項のうち、発行される資産対応証券又は実行される特定目的借入れに関する事項の内容を変更するための手続及び当該事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための手続（それぞれ法第九条第一項の規定による届出を含む。）は当該発行又は実行が行われる前に行うものとする旨

五 特定約束手形を発行し又は特定目的借入れを行っている場合であつて、法第百十八条の二第一項の規定に基づき資産流動化計画の変更を行うときは、法第百十八条の三第一項の計画変更決議は、法第百十八条の六第四項（法第百十八条の七第二項において準用する場合を含む。）に規定する相当の財産の信託が完了した後に行う旨

六 法第五十条第一号に規定する第一種特定目的会社にあつては、資産流動化計画に基づく業務が終了した後新たな資産流動化計画に基づく業務を行うことを予定する場合は、その旨並びに特定社債、特定約束手形及び特定目的借入れに係る債務の履行の完了時において残存する財産を処理する方法

七 法第五十条第二号に規定する第二種特定目的会社にあつては、資産流動化計画に基づく業務が終了した後新たな資産流動化計画に基づく業務を行うことを予定する場合は、その旨及び仮清算償却の完了時において残存する財産を処理する方法

八 特定目的会社が資産対応証券の発行又は資金の借入れ（特定目的借入れを含む。）を行う前において債務を負担する場合は、各債務の内容、額及び債権者に関する事項その他の特定目的会社が負担する債務に関する事項

九 法第四百四十二条に規定する附帯業務に関する事項

十 外国為替相場の変動による影響、資産の流動化に係る法制度の概要、資産の流動化に係るデリバティブ取引の利用の方針その他の投資者保護の観点から記載が必要な事項

十一 第六号及び第七号に掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

十二 前各号に掲げる事項について変更を禁止する場合は、その旨

（業務開始届出等に係る特例）

第二十条 法第七条第一項（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する特定資産の取得その他の総理府令で定めるものは、特定資産の取得及び資金の借入れ（特定目的借入れを含む。）とする。

2 法第七条第一項（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する記載の省略が投資者の保護に反しないものとして総理府令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 第十二条第二号から第十四号までに掲げる事項（同条第十三号及び第十四号に掲げる事項のうち同条第一号に係るものを除く。）

二 法第五条第一項第二号二(1)から(6)までに掲げる事項及び第十三条第二号から第十七号までに掲げる事項（同条第十六号及び第十七号に掲げる事項のうち同条第一号に係るものを除く。）

三 第十四条第二号から第十一号までに掲げる事項（同条第十号及び第十一号に掲げる事項のうち同条第一号に係るものを除く。）

3 法第七条第一項（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する法第三条第二項第二号及び第四号に掲げる書類のうち総理府令で定めるものは、第八条第一項各号に掲げる書類とする。

（追加届出）

第二十一条 法第七条第一項（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定により資産流動化計画に前条第二項各号に掲げる事項の記載を省略して、業務開始届出又は新計画届出を行った特定目的会社が資産対応証券を発行するときは、別紙様式第六号により作成した届出書（以下この条において「追加届出書」という。）に、その副本一通及び次に掲げる書類一部（第三号に掲げる資産流動化計画については、二部）を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一 法第四百四十四条第一項の規定により特定資産の管理及び処分に係る業務を行わせるために信託を設定した場合は、当該信託に係る契約書の副本又は謄本

二 法第四百四十四条第四項の規定により特定資産の管理及び処分に係る業務を委託した場合は、当該委託に係る契約の契約書の副本又は謄本

三 法第七条第一項（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する特定事項を記載した資産流動化計画

四 第十条の規定により還付された業務開始届出書の副本の写し又は第二十九条第二項の規定により還付された同条第一項に規定する新計画届出書の副本の写し

2 管轄財務局長は、追加届出書を受理したときは、追加届出書の副本及び前項第三号の資産流動化計画一部に受理印を押しして受理番号を記入した上で、当該副本及び資産流動化計画を届出者に還付しなければならない。

(特定目的会社名簿の縦覧)

第二十二條 特定目的会社の業務開始届出書を受理した管轄財務局長(第二十五条第一項の規定により同項に規定する書類の送付があつたときは、当該送付を受けた財務局長又は福岡財務支局長)は、当該特定目的会社に係る特定目的会社名簿を、当該特定目的会社の主たる営業所の所在地を管轄する財務局(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局)に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

(変更届出等の提出期間)

第二十三條 法第九条第一項に規定する総理府令で定める期間(以下この条において「変更届出期間」という。)は、次の各号に規定する日のいずれか早い日までの期間とする。

一 法第九条第一項に規定する届出に係る変更のあつた日から二週間を経過する日

二 当該変更後最初に資産対応証券の募集等を行う日

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるすべての要件を満たす場合であつて、資産流動化計画に記載すべき事項（第十四条第四号から第八号に掲げる事項に限る。）の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための要件及び手続の記載があり、当該記載に従つて資産流動化計画に記載すべき事項の内容を確定する資産流動化計画の変更については、変更届出期間は、法第九条第一項に規定する届出に係る変更のあつた日から三月を経過する日までの期間とする。

一 特定譲渡人が複数であること。

二 発行を予定する資産対応証券が特定約束手形のみであること。

三 特定目的借入れを行わないこと。

四 資産流動化計画において、前二号に掲げる事項について変更を禁止する旨の定めがあること。

（資産流動化計画以外の事項の変更に係る届出）

第二十四条 特定目的会社は、法第九条第一項の規定による届出（法第三条第二項各号（第四号を除き、法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に掲げる事項の変更に係るものに限る。）を行おうとする

るときは、別紙様式第七号により作成した法第九条第二項に規定する届出書（以下この条において「変更届出書」という。）に、その副本一通及び次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める書類一部を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

- 一 商号を変更した場合 当該変更に係る事項を記載した特定目的会社登記簿の謄本
 - 二 営業所の設置、所在地の変更又は廃止をした場合 当該変更に係る事項を記載した特定目的会社登記簿の謄本又はこれに代わる書面
 - 三 役員又は重要使用人に変更があつた場合 新たに役員又は重要使用人となつた者に係る第九条第二号から第五号までに掲げる書面
 - 四 主要な特定社員に変更があつた場合 別紙様式第八号により作成した特定社員の名簿及び親会社の株主又は社員の名簿
 - 五 役員が新たに他の法人の常務に従事し、又は事業を営むこととなつた場合 当該役員の氏名並びに当該他の法人の商号若しくは名称及び業務の種類又は当該事業の種類を記載した書面
- 2 管轄財務局長は、変更届出書を受理したときは、変更届出書の副本に受理印を押して受理番号を記入し

た上で、当該副本を届出者に還付しなければならない。

3 前項の場合（法第三条第二項第二号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する営業所の所在地の変更であつて管轄財務局長の管轄区域外に特定目的会社の主たる営業所の所在地を変更する旨の届出があつた場合を除く。）において、管轄財務局長は、当該届出に係る法第九条第四項第一号及び第二号に規定する事項を特定目的会社名簿に登載するものとする。

（管轄の移管）

第二十五条 管轄財務局長は、法第九条第一項の規定による届出があつた場合（法第三条第二項第二号（法第十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する営業所の所在地の変更であつて管轄財務局長の管轄区域外に特定目的会社の主たる営業所の所在地を変更する旨の届出があつた場合に限る。）は、当該届出書、特定目的会社名簿のうち当該特定目的会社に係る部分その他の書類を、当該届出に係る変更後の主たる営業所を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長。以下この条において同じ。）に送付するものとする。

2 前項の規定による送付を受けた財務局長は、当該届出に係る事項を特定目的会社名簿に登載するものと

する。

(資産流動化計画の変更に係る届出)

第二十六条 特定目的会社は、法第九条第一項の規定による届出(資産流動化計画の変更に係るものに限る

。)を行おうとするときは、別紙様式第九号により作成した同条第二項に規定する届出書(以下この条において「資産流動化計画変更届出書」という。)に、その副本一通及び同条第三項各号に掲げる書類一部(変更後の資産流動化計画については、二部)を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

2 管轄財務局長は、資産流動化計画変更届出書を受理したときは、資産流動化計画変更届出書の副本及び変更後の資産流動化計画一部に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び資産流動化計画を届出者に還付しなければならない。

(資産流動化計画変更届出書に添付すべき書類)

第二十七条 法第九条第三項第二号に規定する総理府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる書類とする。

一 社員総会の決議により資産流動化計画を変更した場合 次に掲げる書類

イ 社員総会の議事録の謄本

ロ 特定社債を発行している特定目的会社にあつては、特定社債権者集会（数種の特定社債を発行している場合は、各種類ごとの特定社債権者集会）の議事録の謄本

ハ 特定約束手形を発行している特定目的会社にあつては、法第百十八条の六第四項の規定により相当の財産を信託したことを証する書面

ニ 特定目的借入れを行っている特定目的会社にあつては、法第百十八条の七第二項において準用する法第百十八条の六第四項の規定により相当の財産を信託したことを証する書面

二 法第百十八条の二第三項第一号の規定に基づき資産流動化計画を変更した場合 次に掲げる書類及び同条第四項の規定による通知又は公告を行ったことを証する書面

イ 当該変更の内容が第三十五条第一項第一号に規定するものに該当する場合は、同号に規定する事象の発生を証する書面

ロ 当該変更の内容が第三十五条第一項第二号に規定するものに該当する場合は、当該変更の原因となる決議を行った社員総会の議事録の謄本

八 当該変更の内容が第三十五条第一項第三号に規定するものに該当する場合は、資産流動化計画に従って、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定目的借入れに係る債務の履行を完了したことを証する書面

三 法第百十八条の二第三項第二号の規定に基づき資産流動化計画を変更した場合 同号に規定する承諾があつたことを証する書面及び同条第四項の規定による通知又は公告を行つたことを証する書面

四 法第百十八条の二第三項第三号の規定に基づき資産流動化計画を変更した場合 次に掲げる書類及び同条第四項の規定による通知又は公告を行つたことを証する書面

イ 当該変更が第三十五条第二項第一号に規定するものである場合は、同号に規定する同意があつたことを証する書面

ロ 当該変更が第三十五条第二項第二号に規定するものである場合は、資産流動化計画に記載された要件を充足し、かつ、資産流動化計画に記載された手続を経たことを証する書面

(業務終了届出)

第二十八条 法第十条第一項の規定による届出を行おうとする特定目的会社は、別紙様式第十号により作成

した届出書（以下「業務終了届出書」という。）に、その副本一通を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

2 管轄財務局長は、業務終了届出書を受理したときは、業務終了届出書の副本に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本を届出者に還付しなければならない。

（新計画届出）

第二十九条 新計画届出を行おうとする特定目的会社は、別紙様式第十一号により作成した届出書（以下この条において「新計画届出書」という。）に、その副本一通、法第十一条第三項に規定する書類（法第十九条第一項の規定により社員総会の承認を受けた貸借対照表を含む。）一部、法第十一条第五項において準用する法第三条第三項第二号から第六号までに掲げる書類一部（資産流動化計画については、二部）及び前条第二項の規定により還付された業務終了届出書の副本を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

2 管轄財務局長は、新計画届出書を受理したときは、新計画届出書の副本及び資産流動化計画一部に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び資産流動化計画を届出者に還付しなければならない。

(廃業届出)

第三十条 法第十二条第一項の規定による届出を行おうとする者は、別紙様式第十二号により作成した届出書に、資産流動化計画に基づく業務を結了する方法を記載した書類一部、第二十八条第二項の規定により還付された業務終了届出書の副本及び次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める書類一部を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

一 特定目的会社が破産により解散した場合 裁判所が届出を行おうとする者を当該特定目的会社の破産管財人として選任したことを証する書面の写し又はこれに代わる書面

二 特定目的会社が破産以外の事由により解散した場合 当該特定目的会社の清算人に係る特定目的会社登記簿の謄本又はこれに代わる書面

第二節 特定目的会社

(特定持分信託)

第三十一条 法第三十一条の二第四項において読み替えて準用する法第三十条及び法第三十二条第三号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 受託者の氏名又は名称及び住所
 - 二 委託者及び受益者の氏名又は名称及び住所（特定持分信託が特定目的信託である場合を除く。）
 - 三 信託管理人（特定持分信託が特定目的信託である場合は、代表権利者又は特定信託管理者）の氏名又は名称及び住所
 - 四 信託の目的（特定持分信託が特定目的信託である場合は、その旨）
 - 五 信託財産である特定持分の管理の方法
 - 六 信託終了の事由
 - 七 その他信託の条項
- （優先出資申込証等における特定約束手形等に係る記載事項）
- 第三十二条 法第三十八条第二項第六号及び法第一百条第二項第十七号に規定する総理府令で定める事項は、第十四条第二号から第八号までに掲げる事項とする。
- 2 法第三十八条第二項第七号及び法第一百条第二項第十八号に規定する総理府令で定める事項は、第十五条第二号及び第三号に掲げる事項とする。

(特定資産の評価に関し専門的知識を有する者)

第三十三条 令第四条第六号に規定する総理府令で定める者は、指定格付機関(企業内容等の開示に関する総理府令(昭和四十八年大蔵省令第五号)第一条第十三号の二に規定する指定格付機関をいう。第三十九条において同じ。)であつて、その調査する特定資産を保有する特定目的会社が発行する資産対応証券のいずれかに格付を付与した者以外のものとする。

(資産流動化計画の変更禁止事項)

第三十四条 法第一百八条の二第二項第一号に規定する総理府令で定めるものは、第十六条第一号及び第五号に掲げる事項(第五号に掲げる事項については、開発により特定資産を取得する場合を除く。)とする。

2 法第一百八条の二第二項第二号に規定する総理府令で定めるものは、法第五条第一項第二号二(1)に掲げる事項、第十二条第一号から第四号まで及び第九号に掲げる事項、第十三条第一号から第三号まで及び第十二号並びに同条第十三号イに掲げる事項、第十四条第一号から第三号までに掲げる事項、第十五条第一号及び第二号に掲げる事項、第十七条第一号から第三号までに掲げる事項並びに第十八条第一号及び第二号に掲げる事項とする。

(社員総会の決議を要しない資産流動化計画の変更)

第三十五条 法第百十八条の二第三項第一号に規定する総理府令で定める軽微な内容は、次に掲げるものとする。

- 一 特定目的会社の意思によらない事象の発生を原因とする形式的な変更
- 二 社員総会の決議による変更を原因とする形式的な変更
- 三 資産流動化計画に従って、優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び特定目的借入れに係る債務の履行を完了した場合における計画期間の短縮

2 法第百十八条の二第三項第二号に規定する総理府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 資産流動化計画の変更を行う特定目的会社(特定目的借入れを行っていない特定目的会社に限り)により資産対応証券の募集等が開始されていない時点における変更であつて、すべての特定社員の同意がある場合

- 二 資産流動化計画に、当該資産流動化計画に記載すべき事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための要件及び手続の記載があり、当該記載に従って資産流動化計画に記載すべき事項

の内容を確定したことによる場合

(優先資本の減少)

第三十六条 法第百十八条の九第一項第三号に規定する総理府令で定める事項は、各優先資本の減少の対象となる優先出資の種類(法第百五十条の規定に基づき種類を異にする優先出資証券を発行する場合に限る。)とする。

第三節 業務

(特定資産の譲受けの契約の要件等)

第三十七条 法第百四十三条に規定する総理府令において規定する書類は、次に掲げる書類とする。

- 一 証券取引法第二条第七項に規定する有価証券届出書(当該有価証券届出書に係る同法第五条第四項に規定する参照書類を含む。)
- 二 証券取引法第二条第十項に規定する目論見書
- 三 証券取引法第二十七条において準用する同法第二十四条第五項において準用する同条第一項に規定する有価証券報告書及びその添付書類

四 証券取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の五第三項において準用する同条第一項に規定する半期報告書

五 証券取引法第二十七条において準用する同法第二十四条の五第四項に規定する臨時報告書

六 前三号に掲げる書類の訂正に係る書類

(業務の委託)

第三十八条 法第四百四十四条第四項第三号に規定する総理府令で定める資産は、次に掲げる資産とする。

一 船舶(商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百八十六条第二項に規定する船舶を除く。)

二 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)により登録を受けた自動車(自動車抵当法(昭和

二十六年法律第八十七号)第二条ただし書に規定する大型特殊自動車を除く。)

三 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)により登録を受けた飛行機及び回転翼航空機

四 証券取引法第二条第一項各号に掲げる有価証券及び同条第二項により有価証券とみなされる権利(指名債権を除く。)

五 約束手形(前号に掲げるものを除く。)

- 六 組合契約（民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条の組合契約をいう。）の出資の持分（第四十三条第一項各号に掲げるものに限る。）
- 七 匿名組合契約（商法第五百三十五条の匿名組合契約をいう。）の出資の持分（第四十三条第二項各号に掲げるものに限る。）
- 八 合資会社の出資の持分（定款において業務執行権を有するものとされていない有限責任社員に係るものに限る。）
- 九 有限会社の出資の持分
- 十 外国の法令に準拠して設立された会社であつて、前二号に掲げる会社に相当する会社の出資の持分（業務執行権を有しない社員に係るものに限る。）
- 十一 特許権並びにその専用実施権及び通常実施権
- 十二 実用新案権並びにその専用実施権及び通常実施権
- 十三 意匠権並びにその専用実施権及び通常実施権
- 十四 商標権並びにその専用使用権及び通常使用権

十五 育成者権並びにその専用利用権及び通常利用権

十六 回路配置利用権並びにその専用利用権及び通常利用権

十七 著作権及び著作隣接権

(特定約束手形の発行)

第三十九条 法第四百四十九条第一号八に規定する総理府令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一 資産流動化計画において、特定約束手形の発行期間中に取得する特定資産の内容（取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、その抽出条件）及び取得時期（取得を一定の事由の発生に係らしめる場合は、その事由）が具体的に定められていること。

二 発行を予定する特定約束手形について指定格付機関（当該約束手形の発行を予定する特定目的会社が保有する特定資産の価格を調査した指定格付機関を除く。）から金融庁長官の指定する格付を取得していること。

(種類等を異にする優先出資証券又は特定社債券の発行)

第四十条 法第五百五十条に規定する総理府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 資産流動化計画に発行時期、利益の配当、消却、残余財産の分配その他の事項について種類の異なる優先出資証券を発行する旨の記載がある場合であつて、当該記載に従つて二以上の種類の優先出資証券を発行しようとする場合

二 資産流動化計画に発行時期、利息の支払、元本の償還その他の事項について種類の異なる特定社債券を発行する旨の記載がある場合であつて、当該記載に従つて二以上の種類の特定社債券を発行しようとする場合

(特定目的借入れの借入先)

第四十一条 法第五十条の六第二号に規定する総理府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 銀行

二 適格機関投資家（証券取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家をいう。次条において同じ。）であつて、前号に掲げる者以外のもの

(資金の借入れの制限)

第四十二条 法第五十条の七に規定する総理府令で定める場合は、次に掲げるすべての要件を満たす場合

とする。

一 資産流動化計画に第十八条各号に掲げる事項が記載されており、かつ、借入金の使用が次に掲げるもののいずれかであること。

イ 特定資産の価値を維持し、又は増加すること。

ロ 予測困難な事由によつて資産対応証券の発行又は特定目的借入れの実行による資金調達が困難又は非効率と判断される場合の一時的な資金不足に対応すること。

ハ 特定資産の取得に係る調査その他の特定資産を取得するための準備として必要な行為をすること（当該支出に充てられる資金の借入れの時点で、その借入れに係る債務の弁済が、一定の期間内に資産流動化計画に定められた方法に基づき行われる資産対応証券の発行又は特定目的借入れの実行により得られる資金をもつてなされることとされている場合に限る。）。

ニ 特定資産を取得すること（当該取得に充てられる資金の借入れの時点で、その借入れに係る債務の弁済が、一定の期間内に資産流動化計画に定められた方法に基づき行われる資産対応証券の発行又は特定目的借入れの実行により得られる資金をもつてなされることとされている場合に限る。）。

ホ 法第一百八条の四第三項、第一百八条の五第五項又は第一百八条の六第四項（法第一百八条の七第

二項において準用する場合を含む。）の規定により、資産対応証券又は特定目的借入れに係る買取り、弁済又は相当の財産の信託を行うこと（当該支出に充てられる資金の借入れの時点で、その借入れに係る債務の弁済が、取得する優先出資証券の処分、資産流動化計画に定められた方法に基づき行われる資産対応証券の発行、特定目的借入れの実行若しくは特定資産の処分又は優先資本の減少により得られる資金をもってなされることが確定している場合に限る。）。

二 借入先が適格機関投資家であること。

三 借入れを行う特定目的会社が業務開始届出を行っていること。ただし、借入金の使途が第一号八又は特定資産の取得のための手付金（手付金その他の名義をもって交付し、代金に充当される金銭であつて、特定資産の取得のための契約の予約締結後特定目的会社による予約完結権行使前に支払われるものをいう。）の支払である場合はこの限りでない。

（資産の取得の制限の例外）

第四十三条 法第一百五十一条第一項第一号に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものの出資の持

分とする。

一 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第一号に規定するものに限る。）であつて、次に掲げるすべての要件を満たすもの

イ 当該不動産特定共同事業契約に係る不動産特定共同事業法第二条第二項に規定する不動産取引の目的となる不動産（以下この条において「対象不動産」という。）を追加して取得し、又は自己の財産若しくは他の不動産特定共同事業契約に係る財産を対象不動産に追加することにより対象不動産の変更を行うことを予定する契約（以下この条において「対象不動産変更型契約」という。）以外のものであること。

ロ 当該不動産特定共同事業契約に係る業務の執行を特定目的会社以外の者に委任するものであること。

二 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）第二条第四項第二号ロに規定する契約であつて、当該契約に係る業務の執行を特定目的会社以外の者に委任するもの

2 法第百五十一条第一項第二号に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものの出資の持分とする。

一 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第二号に規定するもの

に限る。)であつて、次に掲げるすべての要件を満たすもの

イ 当該不動産特定共同事業契約が対象不動産変更型契約以外のものであること。

ロ 特定目的会社が当該不動産特定共同事業契約に係る営業者ではないこと。

二 特定債権等に係る事業の規制に関する法律第二条第四項第二号イに規定する契約であつて、特定目的会社が当該契約に係る営業者ではないもの

3 法第五十一条第一項第三号に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 貸付信託の受益権

二 投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第三項に規定する投資信託をいう。）の受益権

三 特定目的信託の受益権

（資産の取得の制限）

第四十四条 法第五十一条第一項第四号に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 合資会社の出資の持分（定款において業務執行権を有することとされている有限責任社員に係るもの

に限る。)

二 外国の法令に準拠して設定された法第五十一条第一項第一号から第三号までに掲げる権利に相当する権利

三 外国の法令に準拠して設立された法人の出資の持分であつて、第一号に規定する出資の持分に相当するもの

(株式等の取得等の制限)

第四十五条 法第五十一条第二項(法第六十二条第一項において準用する場合を含む。)に規定する総理府令で定める率は、次の各号に掲げる法人の株式又は出資の持分の区分ごとに、当該各号に定める率とする。

一 議決権を有しない株式を発行している株式会社の株式 六分の一

二 前号以外の株式会社の株式 三分の一

三 法人の出資の持分であつて前二号に掲げるもの以外のもの 四分の一

(余裕金の運用の方法)

第四十六条 法第一百五十三条第三号に規定する総理府令で定める方法は、金銭信託（元本の損失の補てん契約があるものに限る。）とする。

第四節 監督

（業務に関する帳簿書類の作成）

第四十七条 特定目的会社は、次に掲げる事項を記載した書面を、法第五十四条に規定するその業務に関する帳簿書類として、資産流動化計画ごとに作成しなければならない。

一 特定社員、優先出資社員、特定社債権者、特定約束手形の所持人又は資金の借入れ（特定目的借入れを含む。以下この条において同じ。）に係る債権者（特定目的会社に知れている者に限る。）の商号、名称又は氏名及び住所を記載した書面

二 優先出資の消却、残余財産の分配並びに特定社債、特定約束手形及び資金の借入れに係る債務の履行状況を記載した書面

三 特定資産の取得に係る状況を記載した書面

四 特定資産の管理及び処分に係る信託又は業務の委託の状況を記載した書面

2 特定目的会社は、前項第一号及び第二号に掲げる事項（特定社員に関する事項を除く。）を記載した書面については、当該書面に記載される資産流動化計画に従い発行又は実行した優先出資、特定社債、特定約束手形又は資金の借入れについてそれぞれ消却又は債務の履行を完了した時から少なくとも五年間、前項第三号及び第四号に掲げる事項を記載した書面については、資産流動化計画に従い発行又は実行した優先出資、特定社債、特定約束手形及び資金の借入れに係る消却及び債務の履行を完了した時から少なくとも五年間、これを保存しなければならない。

（事業報告書の様式等）

第四十八条 法第一百五十五条に規定する事業報告書は、別紙様式第十三号により作成しなければならない。

2 前項の規定により作成した事業報告書を提出しようとする特定目的会社は、当該事業報告書に、貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び利益処分計算書又は損失処理計算書並びにこれらの附属明細書を添付して、管轄財務局長に提出しなければならない。

（公告の方法）

第四十九条 法第六十条の規定による監督処分の公告は、官報によるものとする。

第三章 特定目的信託制度

第一節 総則

(資産の取得の制限の例外等)

第五十条 第四十三条第一項の規定は法第六十三條第一項において準用する法第五十一条第一項第一号に規定する総理府令で定めるものについて、第四十三条第二項の規定は法第六十三條第一項において準用する法第五十一条第一項第二号に規定する総理府令で定めるものについて、第四十三条第三項の規定は法第六十三條第一項において準用する法第五十一条第一項第三号に規定する総理府令で定めるものについて、それぞれ準用する。この場合において、第四十三条第一項第一号口及び第二号並びに第二項第一号口及び第二号中「特定目的会社」とあるのは、「受託信託会社等」と読み替えるものとする。

2 法第六十三條第一項において準用する法第五十一条第一項第四号に規定する総理府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 第四十四条各号に掲げるもの
- 二 合名会社の出資の持分

三 合資会社の出資の持分（無限責任社員に係るものに限る。）

四 外国の法令に準拠して設立された法人の出資の持分であつて、第二号又は前号に規定する出資の持分に相当するもの

第二節 届出

（特定目的信託契約締結の届出）

第五十一条 法第六十四条第一項の規定による届出を行おうとする信託会社等は、別紙様式第十四号により作成した届出書（第五十三条において「特定目的信託契約届出書」という。）に、その副本一通及び法第六十四条第二項各号に掲げる書類一部（資産信託流動化計画については、二部）を添付して、金融庁長官等（信託会社にあつては金融庁長官、信託業務を営む銀行その他の金融機関にあつては本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

（特定目的信託契約届出書に添付すべき書類）

第五十二条 法第六十四条第二項第四号に規定する総理府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 開発により特定資産を取得する場合は、当該開発に係る契約の契約書案

二 特定目的信託契約の締結日以後において特定資産の取得を予定する場合は、当該特定資産の取得に係る契約の契約書案（前号に掲げるものを除く。）

2 受託信託会社等は、法第六十四条第二項第一号及び第三号並びに前項各号に規定する契約を締結した後速やかに、これらの契約に係る契約書の副本又は謄本を金融庁長官等に提出しなければならない。

（特定目的信託契約届出書の受理）

第五十二条 金融庁長官等は、特定目的信託契約届出書を受理したときは、特定目的信託契約届出書の副本及び資産信託流動化計画一部に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び資産信託流動化計画を当該届出を行った信託会社等に還付しなければならない。

（特定目的信託契約の期間及び特定目的信託契約の期間に関する事項）

第五十四条 法第六十五条第一項第一号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定目的信託契約の期間

二 特定目的信託契約の締結日

三 特定目的信託契約の締結日と特定目的信託契約の効力発生の日が異なり得る場合は、当該特定目的信託契約の効力発生日又は効力発生の条件

四 第一号及び第三号に掲げる事項について変更を禁止する場合は、その旨

(特定資産に関する事項)

第五十五条 法第六十五条第一項第二号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 別表の特定資産の区分欄に掲げる特定資産の区分に応じ、同表の特定資産の内容欄に掲げる事項

二 特定資産の権利の移転に関する事項(特定資産の譲渡及び信託に係る対抗要件の具備に関する事項を含む。)

三 特定目的信託契約の締結日以後において特定資産を取得することを予定する場合は、その取得予定日

四 特定資産の価額(特定資産の上に存在する受託信託会社等に対抗し得る権利その他特定資産の価額を知るために必要な事項の概要、特定資産の価額につき調査した結果(資産の種類ごとの内訳を含み、特定資産が不動産であるときは、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査したものに限る。)及び特定資産が不動産であるときは、鑑定評価を行った者の氏名又は名称を含む。)

五 特定目的信託の原委託者（開発により特定資産を取得する場合にあつては、当該開発に係る契約を受託信託会社等と締結する者を含む。）の氏名、商号又は名称及び住所

六 第二号から第四号までに掲げる事項（開発により特定資産を取得する場合に限る。）の内容が確定していない場合にあつては、その内容を確定するための要件及び手続

七 第二号から前号に掲げる事項（第五号に掲げる事項については、開発により特定資産を取得する場合において、当該開発に係る契約を受託信託会社等と締結する者に係る事項に限る。）の変更を禁止する場合は、その旨

（受益権に関する事項）

第五十六条 法第六十五条第一項第三号イに規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 受益証券の権利者に分配すべき金銭に関する次に掲げる事項
 - イ 受益証券の権利者に分配すべき金銭に係る計算期日に関する事項
 - ロ 受益証券の権利者に分配すべき金銭の計算方法、分配時期及び分配場所
- 二 異なる種類の内容の受益権を定める場合は、次に掲げる事項

- イ 各受益権の償還に関する事項（償還期間及び償還の方法を含む。）
 - ロ 信託期間中の金銭の分配に係る優先的又は劣後的內容
 - ハ 信託終了時の金銭の分配に係る優先的又は劣後的內容
 - ニ 法第六十九号第四号に規定するあらかじめ定められた金額の分配を受ける種類の受益権（以下この条及び第六十四条において「社債的受益権」という。）を定める場合は、その旨並びに各社債的受益権ごとの令第三十条第一号の配当を行う時期及び配当額並びに元本の額
- 2 法第六十五条第一項第三号ハに規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- 一 受益権の分割又は併合に関する事項
 - 二 受益権の転換に関する事項
 - 三 原委託者が特定目的信託契約の締結時において有する受益証券について行う募集等の方法
 - 四 前三号に掲げる事項の內容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続
 - 五 法第六十五条第一項第三号ロに掲げる事項及び前項第二号イからハまでに掲げる事項の変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件

六 法第百六十五条第一項第二号ロに掲げる事項並びに前項及び前各号に掲げる事項の変更の禁止に関する事項として次に掲げる事項

イ 前項第二号二に掲げる事項の変更を禁止する旨

ロ イに掲げる事項以外の事項の変更を禁止する場合は、その旨

(特定資産の管理及び処分に関する事項)

第五十七条 法第百六十五条第一項第四号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定資産の処分の方法(特定資産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供することを予定する場合は、その旨及びその内容(時期及び理由を含む。))を含む。

二 特定資産の管理及び処分に係る業務を受託信託会社等以外の者に委託する場合は、その受託者又は受託予定者(以下この条において「受託者等」という。)(の商号又は名称、営業所又は事務所の所在地その他の受託者等に関する事項

三 受託信託会社等又は受託者等が特定資産について行う業務の種類及び内容並びに受益証券の権利者の利害に係る事項(特定資産が指名金銭債権の場合は、その回収の方法を含む。)

四 前三号に掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

五 第一号から第三号までに掲げる事項について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件

六 前各号に掲げる事項の変更を禁止する場合は、その旨

(受託信託会社等が行う資金の借入れ又は費用の負担に関する事項)

第五十八条 法第六十五条第一項第五号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 特定目的信託の信託事務を処理するために受託信託会社等が資金の借入れを予定する場合は、次に掲げる事項

イ 限度額（借入予定残高の上限をいう。）

ロ 借入金の使途

ハ 各借入れに関する次に掲げる事項

(1) 借入金額

(2) 借入先

(3) 借入条件（弁済期及び弁済方法に関することを含む。）

(4) 担保設定に関する事項

二 特定目的信託の信託事務を処理するために受託信託会社等が費用（法第百八十六条、第百八十七条（法第百九十二条において準用する場合を含む。）、第百九十七条（法第百九十九条第五項において準用する場合であつて、あらかじめ次号に掲げる事項の記載がある場合を含む。）及び第二百十条第二項の規定により信託財産に関して負担する費用として受託信託会社等が負担する費用を除く。）の負担（債務の負担を含む。）を予定する場合は、次に掲げる事項

イ 受託信託会社等が負担する費用（債務を含む。以下この条において同じ。）の総額（負担予定費用の上限をいう。以下この条において同じ。）

ロ 受託信託会社等が負担する費用の種類及び当該種類ごとの総額

ハ 受託信託会社等が負担する費用の償還方法

三 受託信託会社等が法第百九十九条第五項において準用する法第百九十七条の規定により特定信託管理者に対して与えるべき報酬、その事務処理のために要する費用及びその支出の日以後における利息並び

にその事務処理のために自己の過失なくして受けた損害の賠償額について信託財産に関して負担する費用として負担することを予定する場合は、次に掲げる事項

イ 受託信託会社等が負担する費用の総額

ロ 受託信託会社等が負担する費用の種類及び当該種類ごとの総額

ハ 受託信託会社等が負担する費用の償還方法

四 第一号ロ及びハ、第二号ロ及びハ並びに第三号ロ及びハに掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続

五 第一号イ及びロ、第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロに掲げる事項について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件

六 前各号に掲げる事項の変更を禁止する場合は、その旨

(その他資産信託流動化計画記載事項)

第五十九条 法第六十五条第一項第六号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 資産信託流動化計画の概要

二 受託信託会社等が原委託者から特定目的信託の信託財産として金銭を取得する場合は、その額及び使途に関する事項

三 特定資産以外の信託財産（受託信託会社等が原委託者から特定目的信託の信託財産として取得した金銭及び特定資産の管理又は処分により得られる金銭を除く。）の管理及び処分に関する事項

四 法第二百三条第一項に規定する書類の作成期日

五 法第二百五条の規定により利益を特定資産とすること（以下「利益の特定資産組入れ」という。）を予定する場合は、その旨その他利益の特定資産組入れに関する事項

六 受益証券について少数私募を行う場合は、特定目的信託契約の契約書及び資産信託流動化計画の謄本又は抄本を当該少数私募の相手方に交付する旨

七 第五十六条第一項第一号及び同項第二号イからハまでに掲げる事項並びに同条第二項第一号から第三号までに掲げる事項の内容を変更するための手続及び当該事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための手続（それぞれ法第百六十六条第一項の規定による届出を含む。）は、原委託者が特定目的信託契約の締結時において有する受益証券を最初に譲渡する前に行うものとする旨

八 外国為替相場の変動による影響、資産の流動化に係る法制度の概要、資産の流動化に係るデリバティブ取引の利用の方針その他の受益証券の権利者の保護の観点から記載が必要な事項

九 第二号及び第三号に掲げる事項の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び
手続

十 前各号に掲げる事項について変更を禁止する場合は、その旨

(資産信託流動化計画の変更に係る届出)

第六十条 受託信託会社等は、法第百六十六条第一項の規定による届出を行おうとするときは、別紙様式第十五号により作成した届出書（以下この条において「変更届出書」という。）に、その副本一通及び同条第二項において準用する法第九条第三項各号に掲げる書類一部（変更後の資産信託流動化計画については、二部）を添付して、金融庁長官等に提出しなければならない。

2 金融庁長官等は、変更届出書を受理したときは、変更届出書の副本及び変更後の資産信託流動化計画一部に受理印を押して受理番号を記入した上で、当該副本及び資産信託流動化計画を当該届出を行った受託信託会社等に還付しなければならない。

(資産信託流動化計画変更届出書に添付すべき書類)

第六十一条 法第百六十六条第二項において準用する法第九条第三項第二号に規定する総理府令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

- 一 受託信託会社等が権利者集会に提案してその承諾を受けた場合 次に掲げる書類
 - イ 権利者集会の議事録の謄本
 - ロ 特定目的信託契約において受益権を元本持分を有しない種類の受益権に分割している場合は、法第百二十一第一項の規定による承諾の決議を行った種類権利者集会の議事録の謄本
 - 二 裁判所の裁判により信託財産の管理方法が定められた場合 当該裁判に係る裁判書の謄本又は抄本
 - 三 法第二百八条第一項第三号に規定する軽微な内容の変更である場合 次に掲げる書類及び法第二百九条の規定による通知又は公告を行ったことを証する書面
- イ 当該変更の内容が第七十条第一項第一号に規定するものに該当する場合は、同号に規定する事象の発生を証する書面
- ロ 当該変更の内容が第七十条第一項第二号に規定するものに該当する場合は、当該変更の原因となる

決議を行った権利者集会（法第九十条第一項に規定する種類権利者集会を含む。）の議事録の謄本
又は裁判に係る裁判書の謄本若しくは抄本

八 当該変更の内容が第七十条第一項第三号に規定するものに該当する場合は、資産信託流動化計画に従って、特定目的信託に係る債務の履行及び信託財産の処分により得られた金銭の分配を完了したことを証する書面

四 法第二百八条第一項第四号に規定する投資者の保護に反しないことが明らかな変更である場合 次に掲げる書類及び法第二百九条の規定による通知又は公告を行ったことを証する書面

イ 当該変更が第七十条第二項第一号に規定するものである場合は、同号に規定する承諾があったことを証する書面

ロ 当該変更が第七十条第二項第二号に規定するものである場合は、同号に規定する同意があったことを証する書面

ハ 当該変更が第七十条第二項第三号に規定するものである場合は、資産信託流動化計画に記載された要件を充足し、かつ、資産信託流動化計画に記載された手続を経たことを証する書面

(特定目的信託終了の届出)

第六十二条 法第六十七条の規定による届出を行おうとする受託信託会社等であつた信託会社等は、別紙様式第十六号により作成した届出書に、法第二百十八条第三項において準用する法第二百十四条第一項の規定により権利者集会の承認を受けた信託財産に係る貸借対照表一部を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

第二節 特定目的信託

(特定目的信託契約)

第六十三条 法第六十八条第七号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 権利者集会の決議事項、決議の方法及び議決権その他権利者集会に関する事項
- 二 代表権利者に対する報酬その他の代表権利者に関する事項
- 三 特定信託管理者の選任その他の特定信託管理者に関する事項
- 四 特定目的信託契約終了の事由に関する事項
- 五 その他の重要な事項

(特定目的信託契約の方式)

第六十四条 特定目的信託契約の契約書には、次の各号に掲げる事項を記載することとする。ただし、第四号から第二十一号に掲げる事項について資産信託流動化計画に記載した場合は、この限りでない。

- 一 特定目的信託契約の締結の年月日
- 二 受託信託会社等及び原委託者の氏名又は名称
- 三 特定目的信託である旨
- 四 原委託者はその信託した特定資産に係る受益証券に関する第三十七条各号に掲げる書類に記載すべき重要な事項につき、受託信託会社等に告知しなければならない旨その他原委託者の義務に関する事項
- 五 受託信託会社等に対する費用の償還及び損害の補償に関する事項
- 六 信託報酬の計算方法並びにその支払の方法及び時期に関する事項
- 七 公告の方法
- 八 特定資産の管理及び処分について受託信託会社等に対して指図を行うことができない旨
- 九 特定資産が法第百六十九条第二号に規定する政令で定める特定資産である場合は、同項に規定する政

令で定める条件

- 十 社債的受益権を定める場合は、社債的受益権以外の受益権を定める旨及び令第三十条各号に掲げる条件
- 十一 記名式の受益証券をもって表示される受益権について譲渡を制限する場合は、その旨
- 十二 記名式の受益証券の無記名式への転換について別段の定めをする場合は、その定め
- 十三 受益権の元本持分（特定資産に対する持分をいう。以下この号において同じ。）若しくは利益持分（特定目的信託契約の期間中における特定資産の管理又は処分により得られる利益に対する持分をいう。以下この号において同じ。）又は元本持分若しくは利益持分の計算に係る定め
- 十四 名義書換代理人又は登録機関を置く場合は、その旨並びにその氏名又は名称及び住所
- 十五 権利者名簿の閉鎖期間又は基準日を指定する場合は、指定する期間又は日
- 十六 権利者集会の決議事項その他権利者集会に関する事項
- 十七 代表権利者に対する報酬その他代表権利者に関する事項
- 十八 特定信託管理者の選任その他特定信託管理者に関する事項

十九 特定目的信託契約の終了事由を定める場合は、その事由

二十 受託信託会社等が固有財産により証券取引法第二条第八項第四号の行為を行う場合は、その旨及び当該行為に関する事項

二十一 その他重要な事項

2 特定目的信託契約については、信託業法施行細則（大正十一年大蔵省令第五十七号）第七条及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）第五条第一項の規定は適用しない。

（資金の借入れ及び費用の負担の禁止の例外）

第六十五条 法第七十条に規定する総理府令で定める場合は、次に掲げるすべての要件を満たす場合とする。

一 資産信託流動化計画に第五十八条第一号ロに掲げる事項が記載されていること。

二 資金の借入れ又は受託信託会社等による費用の負担の目的が、予測困難な事由によって資金調達を緊急に行わなければ受益証券の権利者の利益に重大な悪影響を及ぼすおそれがあると判断される場合の一

時的な資金不足に対応するもの（令第三十条第一号の配当又は同条第四号の償還のためのものを除く。）であること。

三 あらかじめ受託信託会社等が当該資金の借入れ又は費用の負担を行うことについて、代表権利者又は特定信託管理者の承諾を得ていること（代表権利者及び特定信託管理者が存しない場合にあつては、各受益証券の権利者に通知をし、又は公告をしていること。）。

（金銭の運用方法）

第六十六条 法第七十一条第二号に規定する総理府令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 金融庁長官の指定する銀行その他の金融機関への預金
- 二 金銭信託（元本の損失の補てん契約があるものに限る。）
- 三 コール資金の貸付け

（受益証券の記載事項）

第六十七条 法第七十三条第五項第十二号に規定する総理府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 当該受益証券に係る受益権の元本の額

二 別表の特定資産の区分欄に掲げる特定資産の区分に応じ、同表の特定資産の内容欄に掲げる事項

(計算書類等の作成期日)

第六十八条 受託信託会社等は、特定目的信託契約の締結の日(資産信託流動化計画に第五十四条第一項第三号に掲げる事項の記載がある場合は、特定目的信託契約の効力が発生する日。以下この条において「締結日」という。)から二週間以内に、締結日現在の信託財産に係る貸借対照表を作成しなければならない。

(計算書類等の提出)

第六十九条 受託信託会社等は、法第二百三条第一項各号の書類及びその附属明細書を第五十九条第四号の作成期日から三月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

(特定目的信託契約の変更)

第七十条 法第二百八条第一項第三号に規定する総理府令で定める軽微な内容は、次に掲げる内容とする。

- 一 受託信託会社等又は受益証券の権利者の意思によらない事象の発生を原因とする形式的な変更
- 二 権利者集会の決議又は裁判所の裁判による変更を原因とする形式的な変更
- 三 資産信託流動化計画に従って、特定目的信託に係る債務の履行及び信託財産の処分により得られた金

銭の分配を完了した場合における特定目的信託契約の期間の短縮

2 法第二百八条第一項第四号に規定する総理府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 すべての受益証券の権利者の当該変更に係る事前の承諾がある場合

二 原委託者による受益証券の募集等が開始されていない時点における変更であつて、受託信託会社等及び原委託者の同意がある場合

三 資産信託流動化計画に、当該資産信託流動化計画に記載すべき事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための要件及び手続の記載があり、当該記載に従つて資産信託流動化計画に記載すべき事項の内容を確定したことによる場合

(資産信託流動化計画の変更禁止事項)

第七十一条 法第二百八条第二項第一号に規定する総理府令で定めるものは、第五十五条第一号及び第五号に掲げる事項(第五号に掲げる事項については、開発により特定資産を取得する場合において、当該開発に係る契約を受託信託会社等と締結した者に係る事項を除く。)とする。

2 法第二百八条第二項第二号に規定する総理府令で定めるものは、法第百六十五条第一項第三号口に掲げ

る事項並びに第五十六条第一項第二号イから八まで、第五十七条第一号から第三号まで、第五十八条第一号イ及びロ、同条第二号イ及びロ並びに同条第三号イ及びロに掲げる事項とする。

(信託業務を営む協同組織金融機関に係る法第二百十四条第三項等の適用)

第七十二条 法第二百十四条第一項に規定する前受託信託会社等が信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令(平成五年政令第三十一号)第二条第二号から第十三号までに掲げる金融機関に限る。次項において「兼営金融機関」という。)である場合における法第二百十四条第三項の規定の適用については、同項中「本店」とあるのは、「主たる事務所」とする。

2 受託信託会社等が兼営金融機関である場合における法第二百二十二条第一項の規定の適用については、同項中「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「主たる事務所以外の事務所その他の施設(代理店を含む。）」とする。

(受益証券の募集等の相手方に交付すべき書類)

第七十二条 法第二百二十五条第二項に規定する総理府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 資産信託流動化計画の謄本又は抄本

二 特定資産の価額につき調査した結果を記載した書面（当該特定資産が不動産であるときは、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査したものに限る。）

第四章 雑則

（經由官庁）

第七十四条 特定目的会社、受託信託会社等、特定譲渡人又は原委託者（以下この条において「特定目的会社等」という。）が届出書その他法、令及びこの府令（これらの法令において準用する他の法令の規定を含む。次条において同じ。）に規定する書類（以下この条において「届出書等」という。）を財務局長又は福岡財務支局長に提出しようとする場合において、当該特定目的会社等の本店、主たる営業所、主たる事務所又は住所の所在地を管轄する財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所があるときは、当該特定目的会社等は、当該届出書等を当該財務事務所長又は出張所長を經由してこれを提出しなければならない。

（標準処理期間）

第七十五条 財務局長又は福岡財務支局長は、法、令及びこの府令の規定による承認又は確認に関する申請

がその事務所に到達してから二月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。

2 前項に規定する期間には、次に掲げる期間を含まないものとする。

一 当該申請を補正するために要する期間

二 当該申請をした者が当該申請の内容を変更するために要する期間

三 当該申請をした者が当該申請に係る審査に必要なと認められる資料を追加するために要する期間

(権限の委任)

第七十六条 法第二百二十九条第一項の規定により金融庁長官に委任された権限（法第一百五十三条及び第七十一条の規定による権限並びに法第六十四条第一項、第六十六条第一項及び第六十七条の規定による権限（信託会社に係るものに限る。）を除く。第四項において「長官権限」という。）は、特定目的会社、受託信託会社等（信託会社を除く。）、特定譲渡人又は原委託者の本店、主たる営業所、主たる事務所又は住所（以下この条において「本店等」という。）の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）に委任するものとする。ただし、法第百五十六条第一項（法第百五十条の四（法第二百二十五条第一項において準用する場合を含む。）におい

て準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による権限は、金融庁長官が自ら行うことを妨げない。

2 法第五百五十六条第一項の規定による報告若しくは資料の徴収又は立入検査若しくは質問（次項において「検査等」という。）で特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の本店等以外の営業所又は事務所その他の施設（代理店を含む。以下この項及び次項において「支店等」という。）に関するものについては、前項に規定する財務局長又は福岡財務支局長のほか、当該支店等の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局長の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）も行うことができる。

3 前項の規定により、特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の支店等に対して検査等を行った財務局長又は福岡財務支局長は、当該特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者の本店等又は当該支店等以外の支店等に対して検査等の必要を認めるときは、当該本店等又は当該支店等以外の支店等に対し、検査等を行うことができる。

4 前三項の規定は、長官権限のうち金融庁長官の指定するものについては、適用しない。

5 金融庁長官は、前項の指定をした場合には、その旨を告示するものとする。これを廃止し、又は変更し

たときも、同様とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成十二年十一月三十日）から施行する。

(経過措置)

第二条 改正法附則第二条第一項本文に規定する旧特定目的会社に関する事項については、この府令による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行規則の規定は、なお効力を有する。